

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成17年5月26日(2005.5.26)

【公開番号】特開2004-161275(P2004-161275A)

【公開日】平成16年6月10日(2004.6.10)

【年通号数】公開・登録公報2004-022

【出願番号】特願2004-46342(P2004-46342)

【国際特許分類第7版】

B 6 2 M 27/02

【F I】

B 6 2 M 27/02 A

【手続補正書】

【提出日】平成16年10月1日(2004.10.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 5】

そして、エンジンフード14内のエンジンルーム46内に搭載された前記の後傾した4サイクルエンジン16は、図1～図8に示すように、下部のクランクケース58底部がオイルパン16aになっており、オイルパン16a内には、オイル吸上げ口にオイルストレーナ16bが収容されている。

また、前記エンジンクランクケース58上部のシリンダ24内で上下往復動するピストン24aの運動が、コネクティングロッド58aを介してクランク軸22の回転運動に変換される。

そして、シリンダ24上部に設けられたシリンダヘッド26には、シリンダ24内燃焼室に繋がる吸気ポート28・排気ポート36を開閉する吸気弁60a・排気弁62aとその動弁機構60b・62bが配設されている。

このように、実施形態のエンジンは、ダブルオーバヘッドカム型の4サイクルエンジンである。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 3 4】

クラッチ装置82は、エンジンクランク軸出力端に設置されたドライブクラッチブーリ82aと、クローラ用ドライブスプロケット軸84におけるスプロケット84aの反対端に設置されたドリブンクラッチブーリ82bと、断面V字形状のVベルト82cとからなるVベルト変速装置を兼用したものである。

【手続補正3】

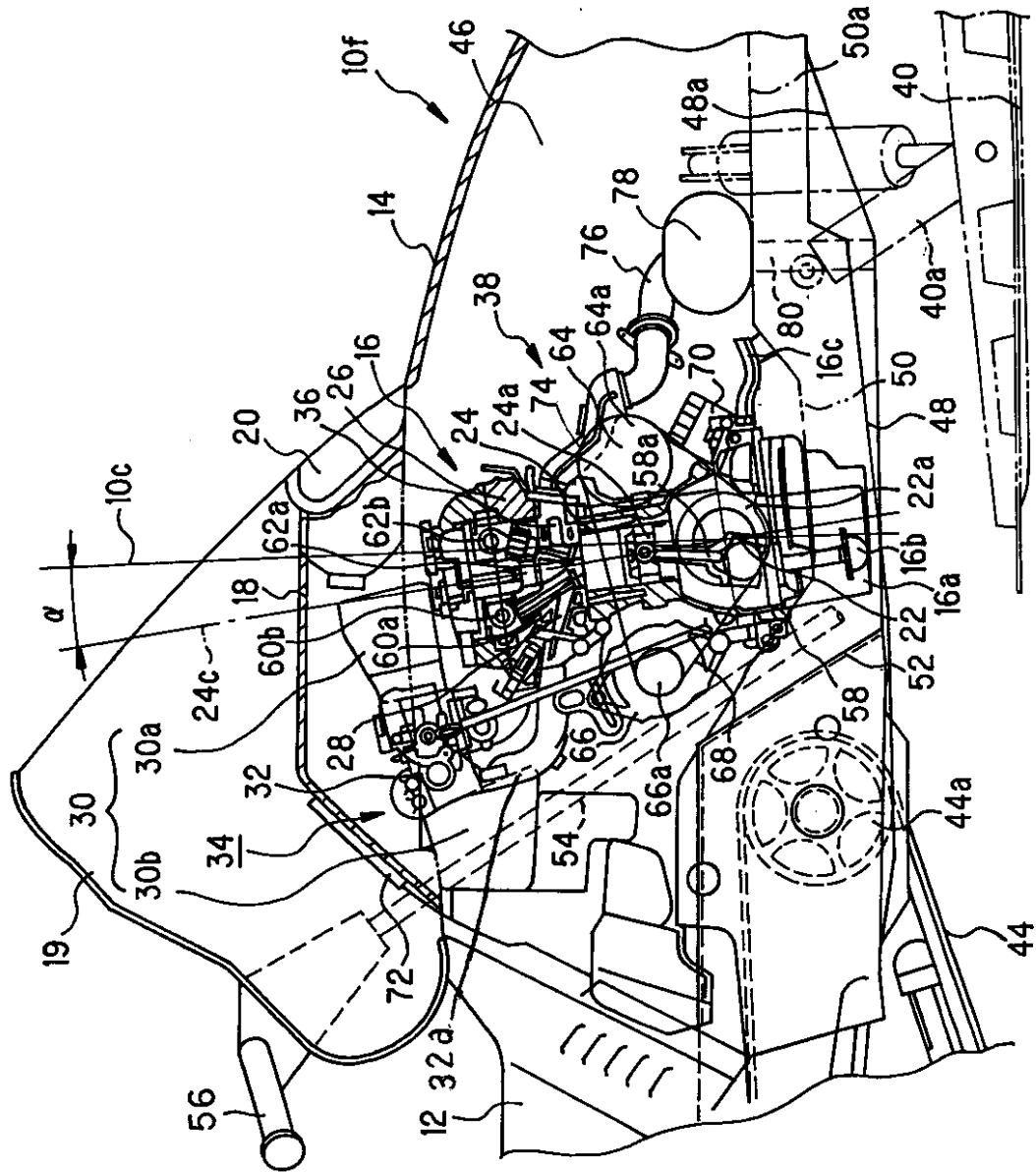
【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【 図 1 】



【手続補正4】

【補正対象書類名】図面

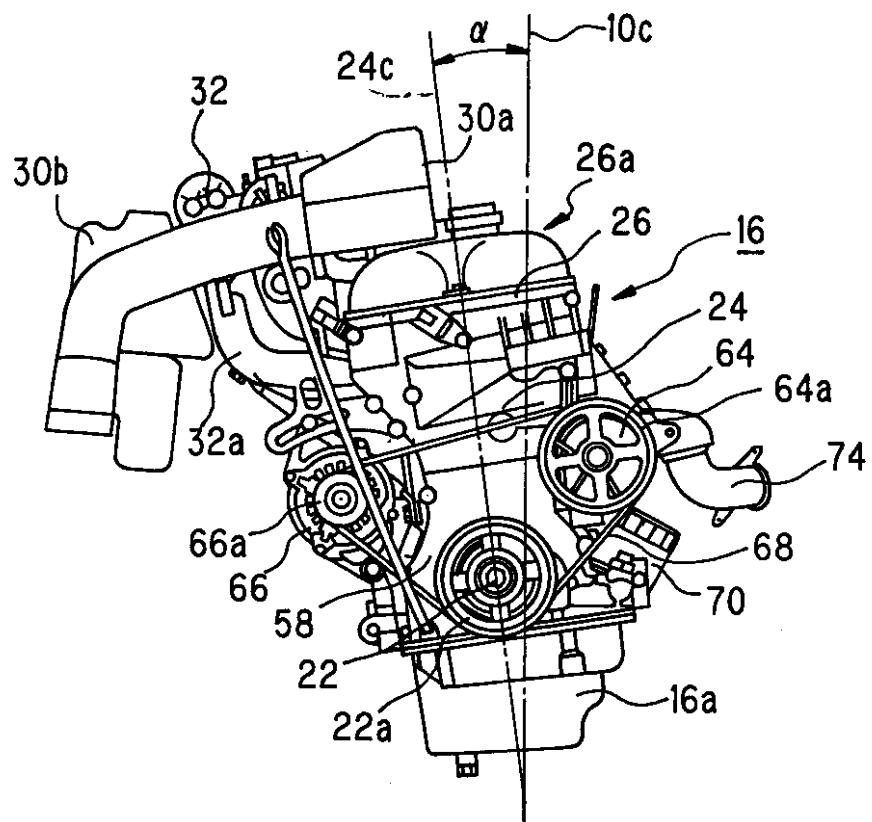
【補正対象項目名】図 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図7】

(a)



(b)

